

地方税財源の確保・充実等に関する提言

令和2年6月4日
全 国 知 事 会
(地方税財政常任委員会)

I 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方税財政措置等

1 今後の経済・雇用情勢等を踏まえた追加対策等

国においては、5月27日に、新型コロナウイルス感染症による100年に一度の危機から日本経済を守り抜くため、事業規模117.1兆円の第2次補正予算案を決定された。

全国知事が累次にわたり「飛躍的増額」を提言してきた「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、感染症への地方における対応・取組を全力で支援するため、家賃支援を含む事業継続、雇用維持への対応や「新しい生活様式」への対応等を図る観点から2兆円増額し、第1次補正と合わせて3兆円とされた。本交付金については、地域の実情に応じた事業を行うことができるように、年度間流用や基金造成なども含め自由度の高い柔軟な制度とすべきである。

そのほか、地域医療体制等の強化として、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を第1次補正による措置を含め全額を国費負担とともに、使途を拡大し、第1次補正と合わせて2.4兆円に増額されたほか、事業継続・雇用維持として、資金繰り対応や雇用調整助成金の大幅な拡充、雇用調整助成金に代わり労働者自らが直接申請できる新制度の創設、「家賃支援給付金（仮称）」の創設や持続化給付金の対応強化、地域公共交通の感染防止対策補助金（仮称）や農林漁業者の経営継続補助金（仮称）の創設、長期戦を見据えた、状況の変化に応じ臨機応変な対応を可能とする「新型コロナウイルス感染症対策予備費」の積み増しなど全国知事会の提言が数多く盛り込まれた。

緊急事態宣言の全面解除は、「終わり」ではなく、「新たな日常」のスタートであり、全国知事会は、今後、感染防止と社会経済活動との両立を図るべく、47都道府県の睿智を結集して、国と心を一つに、全力で対応する決意である。

国においては、今後の感染拡大に備えた医療提供体制の強化や「新しい生活様式」の普及・実践に向けた対応等に万全を期するとともに経済・雇用情勢や「第二波」への対応等に即して、追加の経済対策を講じるなど臨機応変に対応し、地域経済と日本経済の力強い再生の実現に向けて、引き続き、地方と心を一つに、全力を傾注されることを期待する。

2 減収補てん債制度の拡充など安定的な資金確保に向けた支援

現行の減収補てん債については、景気の動向に税収が左右されやすい法人住民税法人税割、法人事業税、個人住民税利子割及び特別法人事業譲与税がその対象税目とされている。しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策としての不要不急の外出の自粛や国内外との往来の制限、事業者等への休業要請等は、企業の生産活動や住民の消費活動等に対して過去に例を見ない著しいマイナスの影響を与えており、これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念される。特に、地方消費税については、都道府県税（18.7兆円。令和2年度当初）の約3割（5.8兆円。同）を占める基幹税であり、その減収は地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれる。そのため少なくとも、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は地方消費税を減収補てん債の対象に追加すべきである。

また、公的資金の確保など地方債の円滑な資金調達に向けた支援策を講じるなど、地方団体が安定的に必要な資金を確保できるよう対策を講ずるべきである。

II 地方分権改革の実現等に向けた地方税財源の確保・充実

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にある。先行きについても、感染症の影響による極めて厳しい状況が続くと見込まれ、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

「経済財政運営と改革の基本方針2019」（2019年（令和元年）6月21日閣議決定、以下「骨太の方針2019」という。）においては、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、2020年頃の名目GDP 600兆円経済と2025年度の財政健全化目標の達成を目指すこと、経済社会の構造改革として、「Society5.0」実現の加速を掲げ、地方創生の推進などに向けてSociety5.0時代にふさわしい仕組みづくりや、新経済・財政再生計画の着実な推進など経済再生と財政健全化の好循環に取り組むこととしている。

地方財政についても、地方創生の推進や東京一極集中の是正により、東京から地方への人・モノ・金の流れを促進することで、より個性と活力ある地域経済に再生し、同時に、次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくことが重要であるとの認識の下、新経済・財政再生計画に定める目安に従って、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組む中で、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、更には、臨時財政対策債などの債務の償還に取り組み、財政健全化につなげる

とされており、今後、地方交付税や社会保障、公共事業などについて厳しい議論が行われることが想定される。

しかしながら、地方が責任をもって、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び感染収束後のV字回復や、実効性ある需要喚起対策はもとより、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靭化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。地方財政の健全化に向けた努力は、引き続き必要だが、地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であることから、独自の削減が困難であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分については給与関係経費や投資的経費などの地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。このような対応が限界に近づいているなか、国の制度や法令の見直しを行わず、仮に一律に歳出削減が断行されれば、地域経済の好循環拡大や地方創生に向けた取組みはもとより、住民の安全・安心を支える基礎的な行政サービスを確保することさえ事実上不可能となるおそれがある。

今後、地方が責任をもって、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び感染収束後のV字回復や、実効性ある需要喚起対策はもとより、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靭化のための防災・減災事業など地方の増大する役割に対応するためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築とともに、2021年度（令和3年度）の地方財政計画においても、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増をはじめ、上記のような財政需要を的確に反映し、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を確保・充実すべきである。

III 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

地域や住民が必要とする行政サービスを担っているのは地方団体であり、地方団体が安定的にサービスを提供できる財政基盤が確立されてはじめて、地方団体や地方に住む人々による成長戦略や地方創生に向けたチャレンジを生み、地域経済、ひいては日本経済の再生や一億総活躍社会が実現できるのであり、そのためにも安定的な地方一般財源総額の確保・充実は必要不可欠である。

かつて、三位一体の改革として地方交付税総額が大幅に削減されたことが、地方財政の危機に直結し、その後の地方の疲弊につながった。新経済・財政再生計画で

は、地方についても国の取組みと基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組むこととされているが、地方においては、国と同様、社会保障関係費の自然増分に対応しなければならないうえ、人口減少への対応として地方が創意工夫を凝らして行う少子化対策はもとより、地域経済活性化・雇用対策など様々な取組みを強化しなければならない状況にある。近年、地方は、国を相当に上回る懸命な歳出削減に努め、社会保障関係費の増嵩分を吸収してきたが、このような対応が限界に近づいているなか、人口減少等を理由とした単純な地方歳出の削減は、再び地方の活力を奪い、人口減少に拍車をかけ、日本全体の衰退を招きかねない。

(1) 地方一般財源総額の確保・充実

新経済・財政再生計画では、2019～2021年度の基盤強化期間内の予算編成に関し、「地方の歳出水準については、国的一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされている。また、「社会保障関係費については、再生計画において、2020年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、2019年度以降、その方針を2021年度まで継続する」とともに、「消費税率引上げとあわせ行う増（これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」及び社会保障4経費に係る公経済負担）については、別途考慮すること」とされている。

2020年度（令和2年度）の地方財政計画では、地方税が增收となる中で、地方交付税について前年度を上回る16.6兆円が確保され、地方の一般財源総額は、社会保障関係費、防災・減災対策、会計年度任用職員制度の導入等に係る歳出の増を踏まえ、前年度を上回る63.4兆円が確保されるとともに、臨時財政対策債が前年度から0.1兆円抑制された。

2021年度（令和3年度）においては、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、新経済・財政再生計画や地方財政の状況を踏まえつつ、経済の力強い回復への基盤を築くためにも、東日本大震災の復興財源を別枠扱いとしたうえで、社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策、地方創生・人口減少対策をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた緊急事態措置や経済活動の自粛により大きな打撃を受けている地域経済の活性化・雇用対策、人づくり、国土強靭化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単

独事業も含め、地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すべきである。

また、特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い地方が取り組む諸般の対策に係る事業費、近年の様々な自然災害の多発、大規模化の状況を踏まえ、防災・減災対策のための事業費、喫緊の課題である地方創生の事業費及び財源は、重点的に確保すべきである。

加えて、社会保障関係費については、地方においても同様に不可避的に増加しており、国と同じくその増分について適切に地方財政計画の歳出に計上すべきである。また、社会保障と税の一体改革の実施による引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障の充実や消費税・地方消費税率引上げに伴う社会保障支出の増に係る地方負担の増はもとより、社会保障支出以外の経費の消費税・地方消費税率引上げに伴う歳出の増についても、地方の財政需要として地方財政計画に的確に反映すべきである。

(2) 地方交付税の総額確保・充実等

地方交付税については、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るべきである。

また、地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえたうえで、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすべきである。

なお、新経済・財政再生計画においては、「業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する」とこととされているが、地方の努力により行政コストを下げ、その分地方の財源が減少することになれば、地方が自ら行政の無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブが阻害されることから、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すべきである。

(3) 国土強靭化対策の推進、多重・分散型国土軸の形成及び公共施設等の適正管理

近年、大規模な地震や津波、集中豪雨・豪雪等といった災害が頻発するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。国土強靭化に資する社会資本

整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感をもって対策に取り組むことが不可欠である一方で、地方財政においては増嵩する社会保障関係費を捻出するため、投資的経費を削減せざるを得ない状況が続いている。

こうした中、国においては「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を決定し、集中的な対策に取り組んでおり、地方においても特に緊急に実施すべき重要なインフラ等の機能維持等に全力で取り組んでいるところである。しかしながら、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風など予想を上回る速度で気候変動の影響が顕在化しており、国民の生命・財産を守り我が国の経済社会活動を将来にわたって維持・発展させるためには、より抜本的な国土強靭化の取組みが着実に実施できるよう、2020年度（令和2年度）までの限定的な措置となっている3か年緊急対策後も、対象事業を拡大し、別枠による必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すべきである。併せて、3か年緊急対策に基づく国直轄・補助事業に係る地方負担分についての「防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債」や3か年緊急対策に基づく事業と連携しつつ地方団体が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するための「緊急自然災害防止対策事業債」についても、継続や対象事業の拡大など地方財政措置の拡充を図るべきである。

また、「緊急防災・減災事業費」は、地方団体が単独事業として緊急に取り組むべき防災・減災事業に対する財政措置として平成25年度地方財政計画に計上され、以降も対象事業を拡大したうえで継続されてきたが、事業期間は東日本大震災に係る復興・創生期間である2020年度（令和2年度）までとなっており、地方団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう、地方の実情を踏まえ、「緊急防災・減災事業債」の継続や対象事業の拡大など地方財政措置の拡充を図るべきである。

特に、住宅の耐震化については、全国的な課題であることに鑑み、耐震対策の重要性と緊急性を広く国民に対し、国により積極的かつ継続的に啓発を行うとともに、住宅所有者の費用負担を軽減するため、十分な財政措置を講ずるなど、住宅耐震対策の抜本的な強化を図るべきである。

なお、住民の防災意識を高めるためのハザードマップの活用や防災訓練などソフト施策に対しての支援策も強化すべきである。

首都機能のバックアップを担う交流圏の形成や日本海国土軸及び太平洋新国土軸をはじめとした多重・分散型国土軸の形成など、国土構造の変革による災害に強い国土づくりのためのインフラ整備を積極的に進めるべきである。特に、高速道路など防災・減災に資するインフラの整備・維持には長期的に費用がかかることから、新たな財源の創設について検討すべきである。

さらに、公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため2017年度（平成

29年度）に創設された「公共施設等適正管理推進事業費」については、事業の対象の追加など内容が拡充されるとともに、2020年度（令和2年度）は4,800億円が計上されたところであるが、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組みが一層本格化することなど個別の地方団体の実情も踏まえ、より弾力的で柔軟な運用や延長等を検討するとともに、引き続き、十分な財源を確保すべきである。

（4）社会保障に係る地方財源の確保

2019年10月には、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定的な財源を確保するため、また、社会保障の充実と財政健全化にも資するよう、消費税・地方消費税率が8%から10%へ引上げられた。

消費税・地方消費税率の引上げ分は、地方交付税原資分も含めるとその約3割が地方の社会保障財源であることから、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を生じないよう、地方交付税原資分も含め必要な財政措置を確実に講ずるべきである。なお、その際、地方に負担を転嫁するような制度改革等を行うことがあってはならない。

また、国民健康保険制度については、2018年度（平成30年度）から都道府県が財政運営の責任主体となつたが、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保険制度間の公平に向けた国の負担のあり方について、引き続き地方と協議を行うとともに、2015年（平成27年）1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に行うべきである。

（5）地方財政計画における必要な歳出の計上

新経済・財政再生計画では、地方財政については、国の歳出の見直しと基調を合わせることとされているが、地方歳出は、地方財政計画が全体として抑制基調にある中で、人口減少・少子高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や少子化対策への対応、地域経済活性化・雇用対策などに係る歳出の増を、地方の給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収し、また、これまで歳出特別枠で実質的に確保してきたと言える。そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきである。

2018年度（平成30年度）地方財政計画においては、リーマンショック後の緊急対策として地方財政計画に計上されてきた歳出特別枠の廃止に伴い、公共施設等の老朽化対策の対象事業の拡充及び事業費の増額や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出が確保され、2020年度（令和2年度）地方財政計画においても継続確保されている。また、2020年度（令和2年度）地方財政計画においては、地方法人課税

の新たな偏在是正措置により生じる財源の全額4,200億円を活用した「地域社会再生事業費」が創設され、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための歳出が確保されている。これらの歳出を含め、引き続き、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組みを実施するため、必要な歳出を確実に計上すべきである。

一般行政経費（単独）等の枠計上経費については、内訳や積算が明らかではないことから、当該財源を活用した事業の実績・成果を把握し、計上水準の必要性・適正性について検証すべきとの議論がある。また、新経済・財政再生計画では、「地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化すること」とされている。

近年、一般行政経費（単独）については、社会保障関係費の増嵩分があるにも関わらず、ほぼ同額で据え置かれている現状にある。そもそも、一般行政経費（単独）は、地方が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費であり、地方は、国の制度に基づく全国レベルの国庫補助事業と、地方の実情に応じたきめ細かな地方単独事業を組み合わせて行政サービスを提供し、住民生活の安心を確保している。今後、地方分権改革が進展し、また、地方創生の実現に向けて地方の主体的な役割が高まるなかで、地方が自主性をもって、地方単独事業に取り組むことができるよう、その総額を確保・充実すべきである。

（6）臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

2020年度（令和2年度）地方財政計画では、地方税が增收となる中で、地方交付税について前年度を上回る16.6兆円が確保されるとともに、臨時財政対策債は前年度から0.1兆円抑制された。

新経済・財政再生計画では、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、更には、臨時財政対策債等の債務の償還に取り組み、国・地方を合わせたプライマリー・バランスの黒字化につなげるとされている。

極めて厳しい地方財政の現状や新型コロナウイルス感染症の影響により税収減が見込まれること等を踏まえ、臨時財政対策債については、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るとともに、その償還額が累増していることを踏まえ、引き続き発行額の縮減・抑制に努め、償還財源についても確実に確保すべきである。

（7）地方の基金残高

新経済・財政再生計画では、「地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方

針に関し、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指すこととされている。

地方においては、近年、基金残高が増加しているが、このことは、地方では国を大きく上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行うなかで、災害や将来の税収の変動、社会保障等に要する経費の増嵩に備えた財政運営の年度間調整の取組みの現れであり、また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、大規模な災害や経済不況による税収減等不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分踏まえるべきである。各地方団体においては、地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で財政運営を行っているが、地方交付税が法定率の引上げによる制度本来の運用が行われないまま毎年度財源手当がなされるなど、財政運営上の予見が困難な状況の下、地方団体自らが基金の積立て等により年度間調整をせざるを得ないのであり、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できない。

(8) 大規模災害からの速やかな復旧・復興

東日本大震災からの復旧・復興は、本年が10年間の復興期間の最終年度となるなか、復興・創生期間終了後においても被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで特例的な財政支援措置を継続し、国の責任において所要の財源を十分に確保すべきである。

特に、令和元年12月20日に閣議決定された「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」では、「事業規模と財源を精査し、令和2年夏頃を目途に、当面5年間の事業規模及び財源を示す」とこととされているが、被災自治体の声を丁寧に聞き、被災自治体の復興に支障が生じないよう、復興が完了するまでの間の十分な財源フレームを示すべきである。

また、令和元年東日本台風など相次いで発生している大規模災害から早期に復旧・復興を成し遂げるためには、人的支援の強化など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組む必要があることから、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講ずるとともに、補正予算を含めた機動的な対応を図るべきである。

(9) 補助金の見直しについて

補助金については、地方の実情を踏まえて自由度を高めるほか、要件の緩和、手続きの簡素化、補助単価等の実態に即した見直しなど、対象や工程について地方と十分に協議した上で地方の実情を踏まえた見直しを行うべきである。

(10) 会計年度任用職員制度の円滑な運用

行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、2020年度（令和2年度）に導入された会計年度任用職員制度については、2020年度（令和2年度）地方財政計画において、期末手当の支給等に必要な経費を歳出に増額計上し、必要な財源が確保されたところであるが、2021年度（令和3年度）以降の財政需要の更なる増加についても、地方財政計画の歳出に確実に計上すべきである。

IV 地方創生の推進

1 地方創生・人口減少対策のための財源確保

政府においては、2019年（令和元年）12月20日に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すため、第1期（2015年度～2019年度）の成果と課題等を踏まえ、地方への移住・定着の促進と地方とのつながりの強化による東京一極集中の是正に向けた取組みの強化のほか、地域におけるSociety5.0の推進や地方創生SDGsの実現等の持続可能なまちづくりによる新しい時代の流れを力にするなどの横断的な目標に基づき、施策の推進に取り組み、地方創生の動きをさらに加速させていくこととしている。

東京圏への2019年（令和元年）の転入超過は14万9千人と前年よりも拡大するなど東京圏への一極集中の傾向が継続しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期などにより、地方創生の取組みにも大きな影響が懸念されるが、人口や大企業などの税源そのものが東京などの大都市に集中する我が国の社会構造を抜本的に是正することが重要であり、都市と地方の自立・連携・共生を図る観点から、今後も税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を目指すとともに、国・地方、産学官金労言などあらゆる主体が「人口減少」の危機感と「地方創生」の意義を共有し、地域社会が抱える構造的な課題に対し一体的に取り組むことが必要である。また、構造的な課題の解決には長期間にわたる取組みが必要であり、そのための恒久財源を確保し、全ての地方が互いの個性を活かしながら連携して共に成長し、共生する社会の構築に向けた地方創生の取組みを息長く支援するとともに、常に適切な施策を検討・検証し、早急かつ着実に実施すべきである。

(1) 「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続

地方創生は、中長期の人口の推移など、次の世代やその次の世代の危機感を共有し、人口減少に歯止めをかけて、それぞれの地域に活力を取り戻していくための息の長い政策であり、地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に

進めていくために、2015年度（平成27年度）以降、地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべきである。

（2）「地方創生推進交付金」等の拡充・継続及び弾力的な運用

地方一般財源総額の確保・充実に加え、地方創生の取組みを深化させるための交付金については、地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に推進する必要があること、交付金に対する地方の期待が極めて高いことなどから、2020年度（令和2年度）当初予算において1,000億円が計上され、Society5.0を推進するための支援の枠組みの新設や複数年度にわたる施設整備事業の円滑化など運用の改善が図られた「地方創生推進交付金」及び2019年度（令和元年度）補正予算において対象事業を拡大した上で600億円が計上された「地方創生拠点整備交付金」については、地方創生の更なる深化や取組みの全国展開に向け、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大や予算枠の拡充など、地方の意見等を十分踏まえ、更なる拡充やより柔軟な運用を図るべきである。

（3）地方における5G・ICTインフラ整備への財政的支援等

骨太の方針2019においては、「Society 5.0 の実現に向けて、2020 年度末までに全都道府県で5Gサービスを開始するとともに、セキュリティの確保に留意しつつ、通信事業者等による5G基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、2024 年度までの5G整備計画を加速する」とされている。

2020年（令和2年）春から商用サービスが開始された第5世代移動通信システム（5G）は、超高速、超低遅延、多数同時接続という3つの特性を有し、都市部はもとより、人口減少が進む中山間地域をはじめとする地方にとって、医療、教育、農業、働き方改革、モビリティサービスなど様々な分野における活用が見込まれており、様々な社会課題の解決を図るSociety5.0時代における地方創生の更なる推進やデジタル活用共生社会の実現に向けた必須の基幹通信インフラであり、都市と地方の共生に向け、偏りなく普及を進めることが肝要である。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、「5G基地局やこれを支える光ファイバなどのICTインフラについて、特に条件不利地域における整備を促進することにより、地方部と都市部の隔たり無く、その整備を加速するほか、5G利活用促進策にも一体的に取り組むことにより、地方創生を推進する」とされている。

地方を含むエリアで早期に5Gサービスが開始されるとともに、離島や中山間地域など条件不利地域における基地局・光ファイバ網等の通信基盤が確実に整備され、都市と地方の基盤整備に格差が生じないよう、今後の政府予算の編成にあたり、国庫補助事業の拡充（大都市部以外の地域についてはより高率の補助率とする

等) や自治体負担分が生ずる場合には十分な地方財政措置など、万全の対策を講ずるべきである。

また、5Gを利活用した地域の活性化や課題解決に意欲的に取り組む自治体に対する省庁横断的で総合的な支援体制を構築し、地方における具体的な利活用事業の実施を積極的に支援すべきである。

なお、感染症の危機により、都市部では公共交通機関利用による長時間通勤、混雑など「三密」のリスクを避ける観点からテレワークの導入が急速に進むとともに、感染予防のため「新しい生活様式」が求められており、世の中の考え方や働き方が大きく変わってきた。

感染拡大が落ち着いた後も、その状況が「新しい常態（ニューノーマル）」になれば、例えば在宅勤務やワーケーションが普通のことになる社会の到来が予想される。

これを働き方改革のチャンスととらえ、テレワークやリモートワーク等の時間や場所にとらわれない働き方を推進するため、地方におけるシェアオフィスやコワーキングスペース等の拠点整備に係る補助制度をさらに拡充すべきである。

(4) 「移住・起業支援金制度」の活用促進

地方へのU I Jターンによる起業・就業者創出のため、2019年度（令和元年度）当初予算で創設された「移住・起業支援金制度」については、対象者や対象企業に係る要件緩和など運用の改善が図られたところである。

地方への人の流れをつくり、東京一極集中を是正するためには、地方移住の動きをさらに後押しすることが必要であり、「移住・起業支援金制度」の更なる活用促進に向け、国による支援金の対象者が在住する東京23区等での周知・広報の一層の充実を図るとともに、実施状況を踏まえ、更なる運用の弾力化等を検討すべきである。

2 人口減少対策等に資する新たな税財政措置

新経済・財政再生計画では、「急速な少子高齢化、働き方の変化など、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める」とこととされている。

東京一極集中の傾向が継続している中で、今後、少子化等の厳しい現状を抜本的に改善し、地方創生を推進していくため、子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、これまでにない新たな仕組みが必要であり、所得税・個人住民税における諸控除のあり方をはじめ、三世代同居・近居の促進など、少子化対策に資する税制について幅広く検討すべきである。その際、地方の行政サービスを支えるための自主財源を充実・確保することを前提

として、検討を進めるべきである。

さらに、次世代育成支援の抜本強化に向け、「地域少子化対策重点推進交付金」の拡充と運用の弾力化、不妊治療への支援の拡充、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施、給付型奨学金の拡充や無利子奨学金の充実、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全面的な廃止、多様な保育サービスの拡充、子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の安定財源の確保など、引き続き子育て支援の充実を図るべきである。

特に、待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備により保育の受け皿を拡大するとともに、保育を支える人材の確保のための取組を進めてきたところであるが、幼児教育・保育の無償化の影響により、新たな教育・保育の需要が高まることが想定されることから、今年度が最終年度となる「子育て安心プラン」終了後も、引き続き、国の責任において安定財源を確保した上で、待機児童の解消に向けた更なる対策を講ずるべきである。

併せて、困難な環境にある子どもへの支援の抜本強化に向け、教育負担軽減等の更なる充実・強化、「地域子供の未来応援交付金」の拡充と運用の弾力化、児童相談所の機能強化に係る財政支援の更なる充実など、全ての子どもの安心と希望を実現するための対策の更なる充実・強化を図るべきである。

また、東京23区からの地方への本社機能の移転や地方拠点の拡充を行う企業に対して税制上の優遇措置を講ずる「地方拠点強化税制」については、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「東京は世界をリードする国際都市として発展していくことが重要である。一方で、過度な東京圏への一極集中は、首都直下地震などの災害のリスク管理の面や生活環境の悪化などの課題を生じさせるとともに、地方における担い手不足を招くこと等から、その是正は喫緊の課題」であり、「東京圏への一極集中に伴う諸課題について、民間企業と意識を共有しながら、民間企業の地方拠点の強化について、官民挙げて推進していく」とされ、令和2年度税制改正では、2019年度（令和元年度）末までとなっていた適用期限を2年延長するとともに、雇用促進税制に係る税額控除額の一定の見直しがされるなど、地方創生の推進に資する税制の充実が図られたところであるが、これまでの実績や効果なども踏まえたより実効性のある税制とすべく、雇用促進税制の税額控除を大幅拡充し、支援対象として移転に関連する施設（職員住宅・社員寮など）を追加するとともに、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とするなど制度の更なる拡充を検討すべきである。

3 地方創生に資する大学改革に対する国の財政支援等

依然として続く東京一極集中を是正するため、「地域における大学の振興及び若者

の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づき、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度の拡充・継続、東京23区内の大学の学部等の収容定員の着実な抑制、地域における若者の雇用機会の創出等により、地域における若者の修学及び就業の促進に取り組むべきである。

また、地方を担う多様な人材の育成や産学官連携による地域の中核的な産業振興を促進するため、地方団体が地方大学や産業界との間でコンソーシアムを構築し、首長のリーダーシップのもと、地域の中核的な産業の振興と専門人材の育成に地域が一丸となって取り組む優れたプロジェクトやそのための施設整備等に対して、2018年度（平成30年度）において新設された「地方大学・地域産業創生交付金事業」については、財政需要に十分対応できる額を確保し、着実に継続すべきである。

（注：東京都は、東京23区内の大学の定員増の抑制を見直すべきとの意見を表明した。）

4 「ふるさと納税」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の運用

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資する効果もあるが、返礼品の送付については、地方団体間の競争が過熱しているほか、一部の地方団体において制度の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がなされた。そのため、総務大臣通知により寄附額に対する返礼品の調達価格の割合（返礼割合）等を含む返礼品のあり方が示され、返礼割合の徹底や地場産品以外の送付について責任と良識のある対応が要請されてきたが、依然として、一部の地方団体が過度な返礼品によって多額の寄附を集める状況が続いていた。

そのため、2019年度（令和元年度）制度改正において、これまでの全ての地方団体が自動的にふるさと納税の対象となっていた制度を改め、地方税法において制度本来の趣旨に沿った募集の方法に係る基準を定め、当該基準に適合して募集を適正に実施する地方団体として総務大臣が指定する地方団体をふるさと納税の対象とする、「ふるさと納税指定制度」が創設され、昨年6月から施行されたところである。

今後とも、「ふるさと納税制度」を健全に発展させていくため、今回の制度改正の趣旨を踏まえつつ、地方団体においては、引き続き、金銭類似性の高いもの、資産性の高いものを返礼品として送付する行為は行わないようにするなど、総務大臣通知等も踏まえ節度ある運用とすべきである。

また、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、2019年度（令和元年度）末をもって適用期限が到来することになっていたが、令和2年度税制改正において、その適用期限を5年延長するとともに、税額控除割合（従前：最大3割）を

最大6割に拡充して、企業の自己負担（従前：4割）を1割に引き下げ、個別認定から包括認定に転換する計画認定手続の簡素化や寄附時期の制限緩和などの大幅な見直しを行うこととされた。

企業版ふるさと納税は、国、地方団体のみならず企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組みとするものであり、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとなると期待できるものであり、今後とも、志ある企業の地方への寄附による地方創生の取組みへの積極的な関与を促すことにより、地方への資金の流れを飛躍的に高めるべきである。

5 魅力あふれる地域づくりのための財源措置

(1) スポーツ・文化施策への財源措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け2021年（令和3年）に延期されることとなった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ、ワールドマスターズゲームズ2021関西や第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）等の今後開催される大規模な国際大会などを見据え、同大会に関連して行われる事前キャンプや文化プログラム等を各地方で開催し、その効果を全国津々浦々に波及させることは、地方創生の一層の推進に資するものであるが、地方においては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の一年延期により、本年度に発現が期待されていた需要が先送りされたことに加え、地域等が主催する関連イベントやホストタウンの準備などに既に経費を要しているほか、各地においてスポーツ・文化芸術活動の中止・延期等を余儀なくされている。

国においても、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期を踏まえたホストタウンの支援のほか、スポーツ・文化芸術活動に対する事業継続や活動再開に向けた支援、体験機会の創出に取り組むこととしているが、地方における取組みや負担増に対して国費による支援を講ずるとともに、地方がその実情に応じ、拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等を図ることができるよう、公共施設等適正管理推進事業債の対象施設のより弾力的で柔軟な運用等を検討すべきである。

(2) 観光施策への財源措置

国においては、訪日外国人旅行者数を2020年（令和2年）に4,000万人、2030年（令和12年）に6,000万人とし、日本人国内旅行消費額を2020年（令和2年）に21兆円、2030年（令和12年）に22兆円とする目標の達成等により観光先進国を目指すこととしている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後には、その影響により売上等に莫大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメン

ト事業を対象に官民一体型の消費喚起キャンペーンを実施するほか、急減したインバウンド需要の復活に向けた受入環境整備の推進や、地域ごとに魅力あるコンテンツの磨き上げ、海外向けの大規模プロモーションなどに官民挙げて取り組むこととしている。

特に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、ワールドマスターズゲームズ2021関西、2025年大阪・関西万博や第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）の開催等により、今後、訪日外国人旅行者数の大幅な増加も期待されるところであり、インバウンド需要を復活させ、政府の方針である観光立国の推進に地方としても着実に対応していくとともに、観光を地方創生につなげていくためには、観光客の地方への誘客を図り、観光消費額の増加に繋げることが必要である。そのためには、地方団体が提供する様々な公共サービスや国内外の観光客の受入れに向けた、地域交通の確保や利便性の向上等を含む環境整備など新たな行政需要が発生していることから、地方における観光施策の実施のため、必要かつ十分な新たな財源を確保する必要がある。

また、2018年度（平成30年度）税制改正において、地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致し、地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上等に資する施策に充当する財源として創設され、2019年（平成31年）1月から導入された国際観光旅客税については、これまででも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組みを行っていること等を踏まえ、その収益の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分するよう検討すべきである。

6 国家戦略としての政府関係機関の地方移転等

政府は地方への新しいひとの流れをつくる方針のもと、政府関係機関の地方移転を検討してきたが、国家戦略としての地方移転は緒についたばかりである。

中央省庁の地方移転については、まち・ひと・しごと創生本部において決定した「政府関係機関移転基本方針」や「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」等に沿って速やかな移転実現を図るとともに、研究機関・研修機関等についても、2017年（平成29年）4月に公表された「地方移転に関する年次プラン」に基づき、地方移転の取組みを着実に進めるべきである。

また、中央省庁のサテライトオフィスの検討については、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策パッケージにおいても、「働き方改革にも寄与しながら、中央省庁の職員の地方での勤務を促進する方策を検討するため、サテライトオフィスを

活用して中央省庁の職員が地方で中央における業務の一部を実施できる体制を整える」とされている。

これらの政府関係機関の地方移転等については、地方への新しいひとの流れを大きくなうねりとするため、今回限りの一過性のものとせずに、地方移転を促進するための数値目標を設定してその実現に向けての取組みを行うなど、今後も国家戦略として継続して検討し、その効果が十分得られるよう国が主体的に取り組むべきである。

V 税制抜本改革の推進等

1 自動車関係諸税の見直し

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限が6月延長され、この措置による減収額については、全額国費で補てんすることとされた。

自動車税環境性能割の環境性能に応じた税率の適用区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年ごとに見直しを行うことになっており、現在の適用区分は令和2年度末までとなっている。また、現行の自家用乗用車以外に係るグリーン化特例（軽課）及び全ての車両区分に係るグリーン化特例（重課）の適用期限も令和2年度末までとなっている。さらに、令和2年度税制改正大綱において、「自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」とされている。

今後、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層高まっていくと見込まれる中で、特に、自動車税は道路損傷負担金的性格も有するとされている都道府県の基幹税であり、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源となっていることや、車体課税に係る地方税収は2009年度（平成21年度）の自動車取得税へのエコカー減税の導入等により大幅に減少してきていることなどを考慮し、今後の自動車関係諸税の見直しにあたっては、必要な地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保するなど、地方財政に影響を与えないよう留意すべきである。また、環境性能割の適用区分見直し等にあたっては、税制のグリーン化機能を維持・強化する観点から、より低い税率を適用する対象を最新の燃費基準を達成した自動車に絞るなど、基準の切替えと重点化を行うべきである。

2 個人住民税の充実・確保

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分担するという性格を有している。所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲により、従前にも増して地方の基幹税目として重要なものとなっていることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めるべきである。

また、今後の個人所得課税の見直しにあたっては、個人住民税が地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、その充実・確保を前提として検討すべきである。

3 法人税改革に伴う地方法人課税の見直し

法人課税については、「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変えることとされ、2018年度（平成30年度）までに法人実効税率を29.74%まで引き下げる一方で、大法人（資本金1億円超）に対する法人事業税の外形標準課税の拡大など課税ベースの拡大等により財源が確保された。

また、平成28年度与党税制改正大綱（以下「平成28年度大綱」という。）においては、「今後とも、国際競争条件や社会構造の変化に応じて、法人課税のあり方について、必要な見直しを行う」こととされている。

今後の法人課税のあり方を検討する際には、国と地方を通じた巨額の財政赤字が生じており、さらに、今後の人口減少・少子高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられないなかで、法人課税は、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源となっていることを踏まえ、地方財源が適切に確保されるようによることを前提として議論されなければならない。

また、地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地域社会の費用について、その構成員である法人も幅広くその負担を担うべきという観点から課税されているものである。

以上に十分留意のうえ、具体的な検討にあたっては、以下の点を踏まえるべきである。

(1) 外形標準課税のあり方の検討

法人事業税の外形標準課税の拡大については、応益性の強化や税収の安定化に資することなどから、長年、全国知事会が求めてきたものであり、2016年度（平成28年度）税制改正においては、成長志向の法人税改革をさらに推進するため、2016年度（平成28年度）に大法人に導入されている外形標準課税を8分の5まで拡大するとと

もに、中堅企業に対する負担変動の軽減措置が講じられた。

今後の法人税改革にあたっては、「外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う」とされており、今後、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済への影響を踏まえて、中小法人への適用については慎重に検討すべきである。

(2) 法人事業税の分割基準の見直し

法人事業税の分割基準のあり方については、平成28年度大綱において大法人向けの外形標準課税の拡大も踏まえて検討を行うこととされ、2017年度（平成29年度）税制改正では、電気供給業に係る改正が行われた。

分割基準は前回の見直し2005年度（平成17年度）から10年以上経過しており、より実態にあったものに見直すべきである。その際、工場のロボット化・IT化の進展等の社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客觀性のある指標とすることを基本とすべきである。なお、近年の法人形態や取引形態など社会経済情勢や企業の事業活動の変化等を踏まえた対応についても検討すべきである。

分割基準の見直しについては、法人事業税の応益課税の性格を踏まえたものとし、財政調整を目的として行うべきではない。

(3) 収入金額課税制度の堅持

与党税制改正大綱において検討事項とされてきた法人事業税の収入金額課税制度については、昨年10月に地方税財政常任委員会の下に地方法人課税諸課題プロジェクトチームを設置し、「収入金額課税制度の堅持に関する緊急提言」を取りまとめ、精力的に要請活動を行った。

これを踏まえ、令和2年度税制改正において、電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税制度については、発電事業及び小売電気事業全体の2割程度を見直すこととし、資本金1億円超の法人にあっては付加価値割及び資本割を、資本金1億円以下の法人にあっては所得割を組み入れることとされたものの、その大半で収入金額による外形課税が維持された。

また、ガス供給業に係る収入金額課税制度については、令和2年度税制改正大綱の「第三 検討事項」において、「小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値割及び資本金

等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」とされている。

しかしながら、電気・ガス供給業は、発電・製造、送配電・導管及び小売の各事業部門が相互に密接に関連しており、事業全体として、消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有しているところである。

収入金額課税については、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すべきである。

4 ゴルフ場利用税の堅持

平成29年度与党税制改正大綱以降「今後長期的に検討する」とされてきたゴルフ場利用税については、令和2年度税制改正において、東京オリンピック競技大会出場選手等に対して非課税措置を新たに講じた上で、現行制度を堅持するとの結論となつた。

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応していることに加え、ゴルフ場利用税等を活用して、ゴルフをはじめとする各種スポーツの振興に積極的に取り組んでいること、域外から来訪する担税力のあるゴルフ場利用者が受益に応じて負担していること、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すべきである。

5 消費税・地方消費税に係る中小企業者への配慮

取引上不利な地位にある中小企業者等において、消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」及び骨太の方針2019に基づき、今後も引き続き、下請事業者に対する転嫁拒否の行為等の不公正な取引の取締りや監視の強化、総合相談窓口による対応などの対策を確実に実施すべきである。

また、2023年（令和5年）10月から導入されることとなっている、インボイス制度については、中小企業者に与える影響等を踏まえながら、制度の円滑な導入に向けて、十分な周知や広報を行うなど、引き続き必要な支援等を行うべきである。

6 マイナンバー制度の円滑な利用と運用

マイナンバー制度は、国民にとって利便性の高い社会を実現するとともに、社会保障や税の分野における行政の効率化、適正な課税・徴収の推進、正確で公平な給付の実施などにつながるため、国・地方を通じた行財政改革や財政健全化にも資するものである。

地方税をはじめ税・社会保障・災害対策など多くの分野において、利用が進められているところであるが、引き続き、国民の理解を深めるため、子ども、若者、高齢者等あらゆる年齢層を意識した分かりやすい周知・広報活動に積極的に取り組むとともに、地方団体への情報提供等に万全を期すべきである。また、国・地方が連携しながら、円滑な制度の利用と情報セキュリティの確保も含めた適切な運用が行えるよう、地方団体に対する財政面での支援や制度面、運用面での協力を引き続き遺漏なく行うべきである。

7 地方税の電子申告・電子納税の一層の推進とシステムの安全性等の確保

2019年（平成31年）4月1日に地方税共同機構が設立され、2019年（令和元年）10月から地方税共通納税システムの運用が開始されたが、納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方団体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、国税・地方税間の情報連携の更なる推進を図りつつ、地方としても、賦課課税の多い地方税の特性を踏まえつつ、eLTAX等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税の電子化を一層推進していく必要がある。

その際、電子化にあたってのシステム構築やシステムの安全性・安定性の担保等は引き続き重要な課題であることから、国としても必要な支援や財政措置を引き続き適切に講ずるべきである。

さらに、納税手続のデジタル化を推進するため、地方税の納付手続がオンラインかつワンストップで完結するよう、地方税共通納税システムの更なる活用について、対応策等を検討すべきである。

VI 課税自主権の活用等

1 課税自主権の積極的な活用

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方団体の財政状況を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

地方分権改革を進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を活かすためにも、住

民の理解を得ながら、課税自主権の更なる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

2 課税自主権の拡大をはじめとする地方の自由度の拡大に向けた検討

地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等は認められているものの、実際の適用には高いハードルがあり、神奈川県臨時特例企業税条例を違法・無効とした2013年（平成25年）3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方団体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたことを踏まえ、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の見直しの検討を進めるべきである。

その観点からも、2012年度（平成24年度）税制改正において導入された「地域決定型地方税制特例措置」については、地方の自主性を尊重するため、地域の実情に応じて適用の拡大を図る方向で検討することが適当である。

VII 国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。2021年度（令和3年度）の地方財政対策や税制改正等についても、「国と地方の協議の場」の議題とするとともに、地方の実情を踏まえた政策を立案、推進するため、社会保障や地方税財政などの特に重要なテーマについては、分科会を設置し、地方の意見を適切に反映すべきである。